平成２３年１１月２１日

社団法人　全国消費生活相談員協会
理事長　丹野　美絵子　殿

平成２３年１１月１０日付の「ご連絡」についての回答書

１．「ハート共済保障規約」の「クーリング・オフ」記載部分に関して、特定商取引法第９条を遵守した表記に改善しました。
２．改訂規約の使用開始時期は平成２３年１２月１日から使用開始致します。

以上

〒273-0001　千葉県船橋市市場４－１６－２
株式会社　ハート
代表取締役　横川
℡０４７－４２６－０１２３

第10条　役務サービス等の提供

1) 当共済保障提携㈱セレモは、加入者家族等から請求があり次第、打ち合せにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。
2) 加入者家族等が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。
3) 万一の時はセレモ葬儀施行本部（提携）【(代表) 047-424-4444 0120-02-4444】に直ちにお電話をお掛け下さい。(年中無休・24時間営業)

第11条　契約以外の役務サービス等の提供及び費用

いずみコースの対象となっていない役務サービスの提供を希望する場合等、契約金額以外に費用が発生する場合には提携㈱セレモは施行に先立ちあらかじめ必要と思われる内容を説明し了解を得ることとします。但しその費用はご負担していただきます。

第12条　加入者証の再発行

『加入者証』を紛失したり、破損した時は、その旨の届出があれば再発行致します。
但し、この場合は手数料として1,050円（消費税込）を申し受けます。(「加入者証」発行後は、「仮加入者証」は必要ありません。)

第13条　住所変更等の届出

1) 加入者が住所、その他連絡先を変更した場合は、速かに当共済保障に届け出て下さい。
2) 加入者が前項の通知をされなかった場合は、最終の住所（最終の連絡場所を含む）宛に発した通知は、加入者に到達したものとみなします。

第14条　営業地域

当共済保障の営業地域は、千葉県全域及び東京都江戸川区、江東区、葛飾区、墨田区、茨城県北相馬郡(利根町)、守谷市、取手市、龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡全域、牛久市、坂東市、常総市、つくばみらい市、つくば市全域とします。

第15条　地域外への転居

加入者が営業地域外に転居し、葬祭施行をしなければならなくなった場合は当共済保障が転居先の業者を斡旋致します。斡旋が出来ない場合には住民票等を確認の上、納入金額を全額返金致します。

第16条　契約の解除

1) このハート共済保障契約は、加入者の申し出により解約する事ができます。但し納入金額から所定の手数料20%を差引いた金額を、解約の申し出のあった日から45日以内に原則として本人の口座に振込みます。
2) 加入者以外の解約の申し出については加入者にその意思を確認させていただくことがあります。
この場合、加入者の印鑑証明をいただく場合もあります。
3) 当共済保障が加入者に対し、この契約に基づく葬祭施行を提供することができなくなった場合等、契約の目的を果たせなくなった時は、当共済保障は、加入者の支払済金額を加入者に返金致します。
4) 生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約については、納入金額を加入者本人に直接お返しします。

クーリング・オフ

1) 訪問販売でハート共済保障の加入申込をされ、振込を完了した日を含む８日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面を㈱ハートの「お問い合わせご相談窓口」（第17条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。
尚、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
2) クーリング・オフを行った場合は
① クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
② すでに納入金額をお支払いいただいている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。
この場合返還に要する費用は㈱ハートが負担します。
③ ハート共済保障契約に基づき、すでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3) 尚、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第26条第３項第２号（特定商取引に関する法律施行令第６条の３第４号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。
4) 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために㈱ハートが不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、㈱ハートから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む８日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

第17条　お問い合わせご相談窓口

この契約についてのお問い合わせ等は次の場所で行っておりますので、ご相談下さい。

1)　㈱ハート・ハート共済保障本部事務センター
　　住所　〒273-0001　千葉県船橋市市場4-16-2
　　電話　047-426-0123（代表）
2)　この規約をよくお読みいただき十分納得された上でご加入申込をして下さい。

第18条　個人情報の取得・利用に関すること

当社は、本規約に基づくハート共済保障契約に係る施行、宣伝印刷物の送付等営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振込口座・加入者の前受金残高・年令・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。
また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第19条　第三者提供に関すること

1)　当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。
　　但し、次の場合は除きます。
　①　法令に基づく場合
　②　人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
　③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
　④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2)　尚、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。
　①　業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）
　②　合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）
　③　個人情報を共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

第20条　宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることが出来ます。
停止のお申し出は、第22条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第21条　個人情報の開示・訂正・削除に関すること

加入者は、当社に対して、加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。
開示・訂正・削除等の申し出は、第22条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第22条　個人情報に関するお問い合わせ

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社会員室までお願いします。
㈱ハート・ハート共済保障
〒273-0001　千葉県船橋市市場4-16-2　電話：047-426-0123

消費税についての取り扱い

この契約規約に係る消費税は、5%で表示しています。
1)　消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。
2)　手数料等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。
　　なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますので了承下さい。

平成23年12月1日より適用